

公 表 日

令和 3年 3月 17日

随意契約結果及び契約の内容

工事の名称	湯之尾堰3号ゲート設備修繕工事
工事概要	別紙のとおり
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 川内川河川事務所長 安部 宏紀 薩摩川内市東大小路町20番2号
契約年月日	令和 3年 3月 17日
契約業者名	(株) I H I インフラ建設
契約業者の住所	福岡県福岡市中央区高砂1-11-3
契 約 金 額	156,200,000円(税込み)
予 定 価 格	156,508,000円(税込み)
随意契約によることとした理由	別紙のとおり (※随意契約理由書を添付すること。)
工 事 場 所	鹿児島県伊佐市菱刈川南
工 種 区 分	機械設備工事
工事期間(自)	令和 3年 4月 1日
工事期間(至)	令和 4年 3月 15日
備考	入札情報サービス(PPI) (https://www.i-ppi.jp/Search/Web/Koji/Keika/Search.aspx) にアクセスし、発注機関及び工事名を入力して検索することにより、契約過程に関する情報を閲覧可能である。

契約理由書

1. 工事名 湯之尾堰3号ゲート設備修繕工事
2. 施工場所 鹿児島県伊佐市菱刈川南
3. 契約の相手方 住 所：福岡市中央区高砂1-11-3
会社名：(株) I H I インフラ建設 九州支店
支店長 池田 知明
電 話：(092)523-5550
4. 随意契約適用法令 会計法第29条の3第4項及び
予算決算及び会計令第102条の4第3号

5. 当該業務の目的・内容及び随意契約に付する理由

1) 当該工事の目的

本工事は、九州地方整備局川内川河川事務所が管理する湯之尾堰ゲート設備が経年劣化しているため、扉体及び開閉装置設備の修繕を行うものである。

2) 工事の内容

- ・扉体主ローラ修繕 1門分
- ・扉体水密ゴム取替 1門分
- ・開閉装置修繕 1門分
- ・予備ゲート設置・撤去 1門分

3) 随意契約に付する理由

本工事を実施にあたっては、当該設備の機能を発揮するために必要な「機能・性能」を定めた仕様書等に基づき、設計・開発・製作・据付を行うにあたり、①工事契約の受注者（以下「受注者等」という。）が独自に管理保有している技術（以下「ノウハウ」という。）が必要である。また、当該設備は、設備全体が各メーカーのノウハウによりシステム構成されており、当該設備のうち一部の機器を修繕する場合でも②システム全体の熟知が必要である。

(株) I H I インフラ建設は、設計、製作、アフターサービス及び部品の供給体制が確立しているとともに、①受注者等のノウハウを有し②システム全体を熟知していると判断できる。

以上のことから、本工事を履行するに必要な要件を具備している機関として(株) I H I インフラ建設を特定し、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号）及び「参加者の有無を確認する公募手続」（平成18年9月28日付け国官会第935号）に基づき、(株) I H I インフラ建設以外の参加者の有無を確認するための公募手続を行ったところ、他者から本工事への参加意思を表明する書類は提出されなかったことから、(株) I H I インフラ建設が本工事を履行できる唯一の機関と判断し、当該業者との随意契約手続に移行するものである。

よって、本工事については、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、上記業者と随意契約を締結するものである。

(随意契約理由書作成者)
施設管理課長